

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（適格機関投資家等特例業務）</p> <p>第十七条の十二 法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、適格機関投資家以外の者であつて次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 金融商品取引業者等である法人（次号に掲げる者に該当する者を除く。）</p> <p>二 法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利を有する者から出資され、又は拠出された金銭（第一条の三各号に掲げるものを含む。）の運用を行う法第二条第八項第十五号に掲げる行為を業として行う者</p> <p>三 前号に掲げる者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者</p> <p>四 金融商品取引所に上場されている株券の発行者</p> <p>五 資本金の額が五千万円を超える株式会社（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人</p> <p>七 資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社</p> <p>八 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三条第十一</p>	<p>（適格機関投資家等特例業務）</p> <p>第十七条の十二 法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、適格機関投資家以外の者とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

号に規定する存続厚生年金基金をいう。)又は企業年金基金(財産の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)

九 外国法人

十 財産の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める要件に該当する個人

十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者

2 (略)

3 法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれがないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 (略)

二 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家等(法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家をいう。)のうち適格機関投資家以外の者(同号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。ロにおいて「一般投資家」という。)である場合 次に掲げる全ての要件

4 (略)

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

3 法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれがないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 (略)

二 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家等(法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家をいう。)のうち適格機関投資家以外の者(同号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。ロにおいて「一般投資家」という。)である場合 次に掲げるすべての要件

4 (略)

イ・ロ (略)

(金融商品取引法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に関する経過措置)

- この政令の施行の際現に金融商品取引法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る適格機関投資家等特例業務(同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。)を行っている特例業務届出者(同条第三項に規定する特例業務届出者をいう。)及び金融商品取引業者等(同法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。)が行う同法第二条第八項第十五号に掲げる行為(この政令の施行の日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係るものに限る。以下この項において同じ。)については、当該行為が終了するまでの間は、この政令による改正後の金融商品取引法施行令第十七条の十二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。